∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

　　　　　　　　　　　　　　**参考資料２**

教育委員会指導課　松岡さま　　　　　　　　　　　　　９月２１日

おはようございます。

帯中保護者の岡本です。

先日からの学校徴収金のことでに自分の意見と先日頂きました木村草太先生からご意見を以下の表記致します。

以下こと、帯中岩下校長先生へお伝えください。

右上の、文書配布責任者の位置に、ＰＴＡ会長と学校長の氏名が無い以上、

この文書を配布した最終責任者が、

　　　・学校長なのか

　　　・ＰＴＡ会長なのか

――が不明です。

ＰＴＡの事業のうち、現金徴収を、ＰＴＡが学校に委託し、学校が了承したなら、

　　　　ＰＴＡが学校に委託し、学校が了承したことを示す書類

　　　　（メモでも可）

――が存在するはずです。

そういう書類が存在しないのなら、

　　　　・そういう書類は存在しない。

　　　　・慣習に基づく口約束で行なった。

――といった趣旨を明記した書類の作成を、学校長に要求したいのですが！

先日の松岡さまご連絡メールにて

【今後は直接学校と、子どもさんのためのよりよい方向性を話し合って頂ければと思います。】との

ありがたいお言葉があります。

松岡さまの「子どもさんのためのよりよい方向性」についてはもちろん私も同じ考えです。

松岡さまのご親切なお言葉を信じまして

　「不備を正してほしいと学校長とＰＴＡに要求しようと思うのですが、

　　　　　教育委員会の指導課の御見解はいかがでしょうか。宜しく御指導ねがいます」

以下はこの件の徴収金に対する木村草太（首都大東京教授・憲法学者）の意見です。

以下も重ねて帯中岩下校長先生へお伝えください。

-----------------------------------------------

岡本様

岡本様のように、自分では交渉できない人のためにも、
きちんと筋を通して良き前例を積み重ねていこう、という姿勢には、
いつも感嘆しております。

私は、インタビューの通り、「PTAからのプレゼント」であるならば、
会費支払いの有無に限らず、プレゼントしなければならないと考えます。
会員限定のサービスを提供する団体が、
公共施設たる学校施設を排他的に利用することは許されないからです。
（学校教育法137条）

ただ、「気の合った保護者が、お揃いグッズを買っただけ」
と言われてしまうと、お金を払わない人には配布されないでしょう。

その場合、
仲良しグループを作って、そのグループへの所属があからさまにわかるような活
動を
学校内でさせるのは、いじめ・差別の原因になるような活動を黙認するものであ
り、
学校の子どもの安全に配慮する義務（安全配慮義務）に反するのではないか、
と学校に見解を問うてはどうかと思います。

いじめ防止対策推進法では、いじめの防止を教員にも求めていますし、
相談窓口も設けるようにとされていますので、
支払わないといじめにあうのではないかと困っていることも説明し、
そのようなことが起こらないように、
コサージュを持っていない人への偏見を許さないように、指導を求めます。

（この「いじめ防止」の観点から、
　PTAの運用について、学校にはいじめの原因とならないように、
　対策を講ずる責任があり、任意加入の徹底を指導すべき、
　との立場を私はとっています。
　こうして、学校の責任逃れを許さないようにするのです。）

私としては、かなり筋の通った法的分析だと考えております。

今後の学校との交渉のご参考にしていただければ幸いです。

　　　　　　　　　　　　　　木村草太

以上であります。

　∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

**参考資料３**

岡本様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９月２３日

先日メールに「不備を正してほしいと学校長とPTAに要求しようと思うのですが、教育委員会の指導課の御見解はいかがでしょうか。」
とありました。

学校長の権限で決められることがありますので、学校のほうに直接おたずねいただければと思います。
よろしくお願い致します。

熊本市教育委員会　指導課　松岡=